平成２３年（フ）第１６０３号
大阪市平野区瓜破４丁目２番21号
債務者　藤原　美理
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６１号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目７番46号　川辺ビル47―306号
債務者　金子　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６７号
大阪市此花区酉島３丁目12番20―103号
債務者　三椙太盛こと　李　　権植
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９３号
大阪府東大阪市川田２丁目７番21号　ＯＫＢマンション３―302号
債務者　竹之内一丸
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１０号
大阪府大東市深野北１丁目２番４号
債務者　森田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４５号
大阪府枚方市星丘３丁目１番40号
債務者　田村　政夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４８号
大阪市生野区巽北４丁目13番６号
債務者　文原慶美こと　梁　　慶美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５２号
大阪府寝屋川市点野３丁目28番25号、住民票上の住所大阪府寝屋川市点野３丁目３番21号
債務者　畑中ミヤ子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目18番地５　グロリアハイツＤ―202号
債務者　成田しのぶ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７４０号
和歌山市大川44番地
債務者　北野　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2166番地の１
債務者　西川　文夫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2166番地の１
債務者　西川　和代
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２号
和歌山県岩出市川尻222番地の13
債務者　田中　宏紀
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６号
和歌山県有田市宮崎町811番地１　亀甲荘１号
債務者　尾藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８号
和歌山市桑山101番地
債務者　小山　正己
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３号
和歌山市北97番地の25
債務者　森脇　　健
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７号
和歌山県海南市下津町下津426番地
債務者　横山　美紀（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
和歌山市湊1820番地の45　泉マンション20号
債務者　山西　知子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係